

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月24日
【事業年度】	第10期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社ユビキタス
【英訳名】	Ubiquitous Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三原 寛司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榑木 玲子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榑木 玲子
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第6期 平成19年3月	第7期 平成20年3月	第8期 平成21年3月	第9期 平成22年3月	第10期 平成23年3月
売上高 (千円)	680,266	878,713	945,591	1,159,633	1,422,511
経常利益 (千円)	415,061	439,361	298,671	470,888	653,939
当期純利益 (千円)	244,197	259,002	105,307	183,547	382,263
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	255,000	509,375	509,375	524,675	553,675
発行済株式総数 (株)	7,800	83,500	83,500	84,600	86,540
純資産額 (千円)	915,243	1,682,995	1,658,544	1,787,193	2,232,494
総資産額 (千円)	1,065,708	1,819,006	1,723,706	2,074,677	2,590,897
1株当たり純資産額 (円)	117,338.91	20,155.63	19,862.80	21,294.92	25,955.46
1株当たり配当額 (円)	-	1,554	630	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	31,307.37	3,233.33	1,261.16	2,195.18	4,505.16
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	3,145.03	1,200.71	2,128.14	4,305.39
自己資本比率 (%)	85.9	92.5	96.2	85.9	85.8
自己資本利益率 (%)	30.79	19.94	6.3	10.7	19.1
株価収益率 (倍)	-	68.97	25.02	120.95	36.78
配当性向 (%)	-	48.1	50.0	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	221,552	209,756	192,798	469,525	457,890
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	34,902	1,320,606	149,813	430,000	558,013
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	482,653	127,874	60,074	57,839
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	852,285	224,088	438,825	418,280	1,492,023
従業員数 (人)	16	18	30	34	38

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社は平成19年6月18日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

## 2【沿革】

「Ubiquitous（ユビキタス）」とは、ラテン語で「同時にいたるところに存在する」つまり遍在するという意味です。1980年代からある「ユビキタス・コンピューティング」や「ユビキタス・ネットワーク」という概念から社名を命名いたしました。

ユビキタス・ネットワーク化が進むと、携帯電話、デジタル家電、ゲーム機器、AV機器など、身の周りのあらゆるものがネットワークに接続されたコンピューターで制御されるようになります。当社の創業者たちは、「いつでも、どこでも、誰でも」面倒な操作なしにユビキタス・ネットワークの利便性を享受できる快適な生活を実現させるために株式会社ユビキタスを設立いたしました。

年月	事項
平成13年 5月	東京都渋谷区西原三丁目において株式会社ユビキタスを設立
平成13年 8月	本社を東京都新宿区新宿三丁目 1番13号京王新宿追分ビル 6階に移転
平成13年11月	主力製品となる「Ubiquitous TCP/IP」の開発に成功
平成15年 5月	株式会社東芝 デジタルメディアネットワーク社との間でソフトウェア使用許諾契約を締結 「Ubiquitous TCP/IP」がセキュリティ用Webカメラに採用
平成16年 3月	株式会社ルネサステクノロジ（現 ルネサスエレクトロニクス株式会社）との間で 「Ubiquitous TCP/IP」、「Ubiquitous Media Connect」、「Ubiquitous Rendezvous」に関する包括使用許諾契約を締結
平成16年12月	第三者割当増資を行い、4億5千万円を調達
平成17年 8月	任天堂株式会社との間でソフトウェア使用許諾契約を締結 「Ubiquitous TCP/IP」と「Ubiquitous SSL」を基に開発された通信プロトコルスタックが、「ニンテンドーDS」用の通信ライブラリに採用
平成18年 3月	本社を東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービルに移転
平成19年 4月	松下電器産業株式会社 半導体社（現 パナソニック株式会社 セミコンダクター社）との間で、USB関連ソフトウェアの使用許諾契約を締結
平成19年11月	ジャスダック証券取引所NEOに株式を上場（NEOの第一号銘柄）
平成20年 8月	Ubiquitous TCP/IPの累計出荷ライセンス数が一億本を突破
平成20年 9月	エンサー株式会社より組込みソフトウェア製品DeviceSQLを取得し、組込みデータベース事業を開始
平成21年11月	「Ubiquitous QuickBoot」の開発に成功
平成22年 2月	本社を東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエストに移転
平成22年 3月	「Ubiquitous QuickBoot」を販売開始
平成22年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所（NEO市場）に上場
平成22年 9月	ネットワーク プラットフォームソフトウェア「Ubiquitous Network Framework」累計出荷数2億本を突破
平成22年10月	大阪証券取引所内にJASDAQ市場が開設され、市場区分をJASDAQスタンダードへ移行
平成22年12月	「JASDAQ - TOP20上場投信」組入銘柄に選定

### 3【事業の内容】

当社は、ネットワーク分野に特化したソフトウェア製品の開発及び販売を主たる事業としております。これは、敢えて社名に込めましたように、遍く存在する様々なデバイスが相互に繋がり、情報交換しながら連携して機能を発揮する「コビキタス」なネットワーク世界の実現に寄与するという創業ビジョンに遡るものです。

コビキタス・ネットワーク社会の実現には、「小さく（メモリ・サイズ）、軽く（CPU負荷）、速く（通信速度）」、かつ、低価格のネットワーク・ソフトウェアが必須です。当社は、創業以来、ネットワーク分野に経営資源を集中して技術と製品に磨きをかけてまいりました。その蓄積の結果、当社のソフトウェア製品は、これらの要件を高いレベルで充足するものと自負しております。

なお当社は、組込ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、事業の内容につきましては当社の分野別または販売形態別に記載しております。

#### (1) 当社の主要製品

当社製ソフトウェアは、自社開発による独自カーネルを基礎とし、インターネットの世界で標準プロトコルとなったTCP/IP通信プロトコルスタックを中心として、様々な分野で機能を発揮する種々のコンポーネントより構成されております。当社の主要なソフトウェアを下に示します。

分野	製品	概要
通信基本	Ubiquitous Network Framework TCP/IP v4 TCP/IP v4/v6（注1）デュアルスタック	インターネット標準の通信プロトコルであるTCP/IPを、組込み機器向けに最適設計したもので、メモリーが少なく済む「小ささ」、非力なCPUでも動作する「軽さ」、また効率よく通信する「速さ」を実現したものです。
セキュリティ	Ubiquitous Network Framework Security Option SSL（注2）、及びTLS（注3） DTCP-IP（注4） WMDRM（注5）	通信の秘匿やコンテンツの保護は、小さなデバイスでも無視できない要求要件となってきました。インターネットで一般的に用いられるSSLやTLS、DLNAでも要求されるDTCP-IP、マイクロソフト社の著作権管理システムであるWMDRM、などのセキュリティを実現するためのソフトウェアを「小さく」「軽く」「速く」開発し、小さなデバイスにも搭載可能にしたものです。
ワイヤレス	Ubiquitous WPA/WPS WPAサブリカント（注6） WPS	WPAサブリカントは、Wi-Fi通信の秘匿性を高めるために使用されるソフトウェアです。WPSは、複雑なWi-Fi設定を容易にするためのものです。
ホームネットワーク	Ubiquitous Network Framework Home Network Option （DLNA（注7）ソリューション）	DLNAガイドラインは、デジタル家電機器をネットワークでつなぐ際の約束事ですが、このガイドラインに準拠して開発されたミドルウェアです。既存製品に比べて、1/10程度と小さく、また使用メモリも少なく済み、リソースの乏しいデバイスもDLNA対応させることが可能になります。
コネクション	Ubiquitous USB HOST USB Host（注8） Mass-storage Class（注9） Audio Class（注10） PTP/MTP（注11）	ネットワーク製品でも、コネクションの機能が求められることがあります。PCの世界では標準となったUSBをコビキタス独自カーネル上に構築したもので、やはり「小さく」「軽く」「速い」特徴を有したものです。
データベース	Ubiquitous DeviceSQL	DeviceSQLは、世界最小、超高速なデータベースエンジンを兼ね備えた、ローエンドからハイエンドまで全ての製品ラインに最適なデータ管理機能を提供する組込み向けのデータベースです。
高速起動	Ubiquitous QuickBoot	QuickBootは、デジタル家電や携帯機器の電源断から、ユーザの操作性を損なわずに瞬間起動を実現するソリューションです。

(2) 当社の事業内容

当社の売上高は、ゲーム機器などの電子機器メーカー及び半導体メーカーに対する ソフトウェア使用許諾、 サポート、 ソフトウェア受託開発に区分されます。それぞれの内容を以下に示します。

ソフトウェア使用許諾

ソフトウェア使用許諾は、当社の開発したソフトウェアを顧客に使用許諾して対価を得るもので、下記のとおり

(a) 契約時一時金と(b) ランニングロイヤルティに区分されます。

(a) 契約時一時金

当社ソフトウェア製品のソースコード又はオブジェクトコードを顧客に使用許諾する対価として収受するものです。その性質上、各ビジネスの初期に発生する売上高です。新規にソフトウェアを開発した場合などは、各社にライセンスすることにより、この項目の売上高が伸びる傾向があります。ソフトウェア開発キット(SDK)の売上高もここに含まれます。

(b) ランニングロイヤルティ

顧客が当社ソフトウェア製品を複製してデバイスに組み込んで販売する際に、複製本数に応じて収受する対価です。継続的に発生する売上高であり、基本的に対応する支出がないので、複製本数が伸びれば利益率の向上に寄与します。

当社は、高利益率を達成するために、ランニングロイヤルティを主たる収益源とすることを目標としており、商品開発やビジネス開発にあたっては、そのことを考慮した展開を行っております。

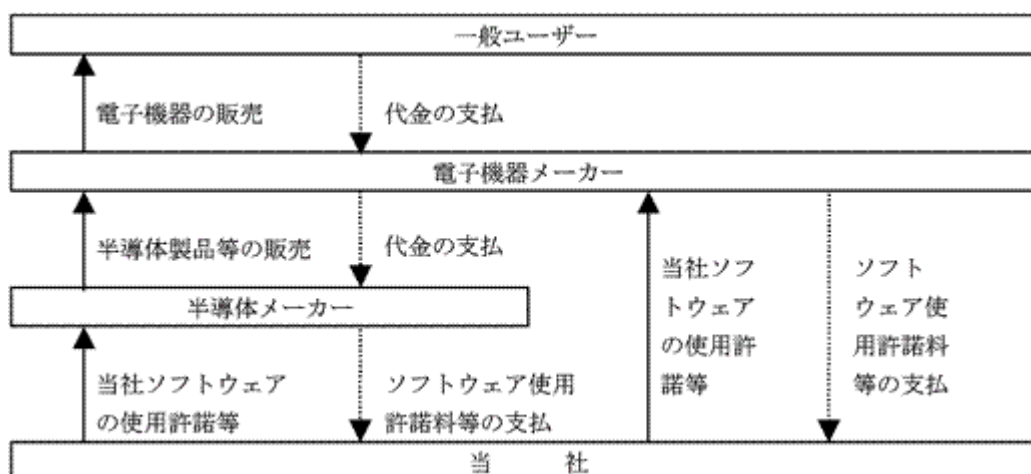
サポート

当社製ソフトウェアを使用許諾した顧客に対する技術サポートへの対価として収受するものです。納品後一定期間に限って提供する初期サポートや年単位で開発工数を提供する年間サポートなどがあります。売上規模を大きくすることは難しいですが、景気の動向に左右されにくい安定した収益源となります。

ソフトウェア受託開発

顧客の求めに応じて、当社ソフトウェア製品を特定のプラットフォームに移植したり、カスタム対応をしたりする対価として収受するものです。投入した開発工数にほぼ比例した売上高となるため、高利益率を達成することは難しいものですが、その後のソフトウェア使用許諾などの売上高に繋げるべく、当社製品の評価版提供との位置付けで行うものです。

事業の系統図は、下記のとおりです。



- (注) 1. IPv6は、現行インターネットプロトコル (IPv4) を基に開発された次世代インターネットプロトコルです。IPv4で枯渇が心配されていたアドレス空間を飛躍的に広げ、セキュリティ機能を追加するなどの改良が施されております。
2. SSLは、インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコルの一つです。公開鍵暗号、秘密鍵暗号、デジタル証明書、ハッシュ関数などのセキュリティ技術により、秘匿を要する通信を安全なものとしします。
3. TLSは、インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコルの一つであり、SSL3.0を基に改良が加えられて標準化されたものです。
4. DTCP-IPは、DTLAにより規格化されたコンテンツ保護規格です。DTCPそのものは、当初IEEE1394などのデジタルインターフェイスに搭載されていましたが、これを一部変更してIPネットワーク上に拡張したものがDTCP-IPです。
5. WMDRMは、マイクロソフト社により開発された著作権管理技術であり、デジタルコンテンツの安全な配布を可能にするものです。
6. WPAサブライアントは、無線LAN上で情報を暗号化して送受信するWPAと呼ばれる暗号方式で使用するソフトウェア・コンポーネントです。従来は、WEPと呼ばれる固定キーによる暗号方式がよく用いられていましたが、これに代わるWPAはキーを自動的に変更するなど、より暗号強度の高いものになっております。
7. DLNAは、Digital Living Network Allianceの略であり、パソコンやデジタル家電機器をネットワークでつなぐ際の約束事をいいます。
8. USB Hostは、シリアルポートやパラレルポートなどのいわゆるレガシーインターフェイスを置き換えてPCの標準インターフェイスとなったUSBインターフェイスにおけるホスト側の機能です。
9. Mass-storage Classは、USBインターフェイスを介してハードディスクドライブなどの外部記憶装置を接続するための規格、ないしはそのような外部機器のことです。
10. Audio Classは、USBインターフェイスを介してオーディオ機器などの外部機器を接続するための規格、ないしはそのような外部機器のことです。
11. PTPは、Picture Transfer Protocolの略で、USBインターフェイスを介してデジタルカメラやパソコンを接続し、画像の転送や機器の制御を行うための通信プロトコルです。MTPは、Media Transfer Protocolの略ですが、マイクロソフト社がPTPを拡張して定めた通信プロトコルで、静止画、動画、音楽などのデジタルデータの転送が容易に行えるものです。

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38	39.3	3.2	9,540

セグメント情報を記載していないため、部門別の従業員数を示すと次のとおりです。

部門の名称	従業員数(人)
開発部	22
営業本部	6
事業本部	5
管理本部	5
合計	38

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が当期中において4人増加したのは、業容拡大に伴う中途採用によるものです。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度は各事業分野の売上高が堅調に推移し、ソフトウェア使用許諾売上高1,158,498千円、サポート売上高56,783千円、及びソフトウェア受託開発売上高207,229千円を計上し、売上高合計は1,422,511千円（前事業年度比22.7%増）となりました。分野別については以下のとおりです。

ネットワーク関連のうちゲーム分野においては、ニンテンドーDS用Wi-Fi対応ゲームの人気タイトルの発売がありロイヤルティ収益が順調に推移しました。また、携帯型ゲーム機の新機種「ニンテンドー3DS」向けに従来機種との互換機能にかかるロイヤルティ収益の一括計上もあり、任天堂株式会社に対する売上高は833,075千円（同4.7%増）となりました。

当分野の売上高合計に占める割合は、他分野の売上高の成長により、前事業年度の68.6%から当事業年度は58.6%となりました。なお、当期以降につきましても、現行のニンテンドーDS向けWi-Fi対応ゲームに関しては、従来どおり継続してロイヤルティ収益を見込みますが、新機種に関する継続したロイヤルティ収益などの追加収益の予定はありません。

ネットワーク分野においては、前事業年度に引き続き放送事業者向けの放送機器関連での受託開発及びサポートによる売上高を計上したほか、エコポイントにより搭載製品の販売が増大し、国内大手電機メーカーのレコーダーに搭載された「Ubiquitous Network Framework」、国内大手電機メーカーのテレビに搭載された「UbiquitousDTCP-IP」が当初見込みを超えて量産ロイヤルティを獲得しました。

以上により、売上高は393,542千円（同80.8%増）、売上高合計に占める割合は、前事業年度の18.8%から当事業年度は27.7%となりました。

データベース関連においては、平成22年5月より「Ubiquitous DeviceSQL R4.3」の発売を開始し、パナソニック株式会社やオリンパスイメージング株式会社の最新デジタルカメラに採用され、量産ロイヤルティを継続して獲得しておりますが、当初計画に比べて新規案件獲得に遅れがみられます。

11月には、空間検索・全文検索機能をサポートした最新版である「Ubiquitous DeviceSQL R5.0」を発表しました。この機能強化により、GPS機能を搭載したアプリケーション、地図、地点情報を取り扱うアプリケーション、複数の文書から目的の文字列を高速に検索したいアプリケーションなど、「Ubiquitous DeviceSQL」の適用範囲はますます拡大しております。また、潜在顧客向けの技術セミナーも継続して開催し、採用拡大に向けた営業活動に注力しております。

以上により、売上高は140,695千円（同3.4%減）、売上高合計に占める割合は、前事業年度の12.6%から当事業年度は9.9%となりました。

高速起動関連では、数件のソフトウェア開発キット販売によるロイヤルティ収益と受託開発による売上高55,012千円を計上し、量産予定数量は小規模であるものの製品での採用が決定しました。売上高合計に占める割合は、3.9%となりました。

また、平成22年11月には、組込みプラットフォームであるAndroidに対応した「Ubiquitous QuickBoot AndroidPack」の提供を開始し、エンジニアリングサービスでの協業体制も強化しております。引き続き国内外より高い関心を頂き、数社との間で大・中規模案件の評価実装を継続中です。評価実装案件の拡大に伴い、対応すべき実装上の技術課題などが新たに発生し、収益化の進捗には遅れが見えますが、平成24年3月期後半よりロイヤルティ収益の獲得を見込みます。

費用面では、役員、従業員及び派遣社員等の人件費として525,028千円（同27.4%増）、外注費及び不動産賃借料等の経費として460,132千円（同17.3%増）を計上しました。なお、これらの人件費・経費のうち研究開発費は119,395千円（同7.4%増）です。

以上の結果、営業利益653,653千円（同41.1%増）、経常利益653,939千円（同38.9%増）、当期純利益は382,263千円（同108.3%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,073,742千円増加し、1,492,023千円（前事業年度比256.7%増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、457,890千円(同2.5%減)となりました。

これは主に、税引前当期純利益653,834千円、非現金支出費用70,883千円、営業債務の増加額39,736千円などによるものです。一方、支出の主な内訳は、売上債権の増加額56,112千円、法人税等の支払額254,852千円などです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、558,013千円(前事業年度430,000千円支出)となりました。

定期預金の払戻による収入600,000千円、差入保証金の払戻による収入62,804千円があったものの、有形固定資産や販売用ソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出104,791千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、57,839千円(前事業年度60,074千円支出)となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入58,000千円によるものです。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、組み込みソフトウェア事業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、当社の販売形態別に記載しております。

### (1) 生産実績

当事業年度の生産実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	前年同期比(%)
ソフトウェア受託開発(千円)	209,310	171.1

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、生産という概念と馴染まないため、記載しておりません。

### (2) 受注状況

当事業年度の受注状況を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ソフトウェア受託開発	213,229	174.3	6,000	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、受注という概念と馴染まないため、記載しておりません。

### (3) 販売実績

当事業年度の販売実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	前年同期比(%)
ソフトウェア使用許諾(千円)	1,158,498	122.7
サポート(千円)	56,783	61.2
ソフトウェア受託開発(千円)	207,229	169.4
合計(千円)	1,422,511	122.7

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
任天堂株式会社	796,043	68.6	833,075	58.6

## 3【対処すべき課題】

### 事業環境及び市場に関する課題

当社は、ユビキタス・ネットワーク市場という潜在的に巨大な市場に挑戦しております。当該市場は、未だ形成の初期にあるため、その成長の仕方には予測困難性があります。当社は、この現出しつつある市場の中で、他社に先駆けて優れた技術や製品を投入し、自らが市場を作り上げていくことで先行してシェアを獲得していく考えですが、市場の形成そのものに不確実性が伴うことは避けられず、当社にとってこれに機敏に対応することが課題となります。

### 事業ポートフォリオに関する課題

低下傾向にあるとはいえ、携帯ゲーム分野に対する依存度は依然高水準にあります。その依存度をさらに低下させ、安定した事業ポートフォリオを形成することが課題です。

そのためには、ネットワーク分野の事業を更に拡大させると共に、本格的に稼働を始めた

「UbiquitousDeviceSQL」と「Ubiquitous QuickBoot」の2つの製品分野をさらに成長させること、及び新規事業の立ち上げに尽力して参ります。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。なお、当該記載事項は本書提出日現在における当社の認識を基礎とした記載であり、将来の環境変化等によって当該認識は変化する可能性があります。

### 1. 市場の不確実性について

当社は、コピキタス・ネットワーク市場という潜在的に巨大な市場に挑戦しております。当該市場は、未だ形成の初期にあるため、その成長の仕方には予測困難性があります。当社は、この現出しつつある市場の中で、他社に先駆けて優れた技術や製品を投入し、先行してシェアを獲得していく考えですが、市場の形成そのものに不確実性が伴うことは避けられず、当社の経営成績や財政状態が不安定となる可能性があります。

### 2. 特定の取引先への高い依存度について

当社の当事業年度における売上高の58.6%が、任天堂株式会社に対するものです。同社のゲーム機「ニンテンドーDS」シリーズの通信対応ゲーム・ソフトに当社のソフトウェアが採用され、このゲーム・ソフトの販売が好調であることから、当社の収受するソフトウェア使用許諾料（ランニング・ロイヤルティ）の売上高全体に占める割合が高くなっております。

本年2月に同社から携帯型ゲーム機の新機種「ニンテンドー3DS」が発売されたことから、今後は「ニンテンドーDS」シリーズの販売は漸減していくものと予想され、他の得意先への売上高が増加し、同社への依存度は低下すると見込んでおりますが、現時点では同社の新ゲーム・ソフト発売等の動向が当社の業績に大きな影響を及ぼしております。

### 3. 特定の分野への高い依存度について

当社の当事業年度における売上高の72.5%が、「Ubiquitous Network Framework」を中心としたネットワーク関連におけるソフトウェア使用許諾によるものです。当社は、これらの当社ソフトウェアが現時点の市場において高い競争力を有していると考えておりますが、競合製品の登場や代替技術の登場による陳腐化などに伴い、これら主力ソフトウェアの優位性が失われた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 技術の陳腐化について

当社の事業は、AVホーム・ネットワーク、携帯デバイス、ゲーム機、住宅・セキュリティ等の技術に密接に関連しておりますが、これらの技術の進歩は著しく、製品の高機能化も進んでおります。

当社といたしましては、技術の進展に鋭意対応していく方針ですが、当社が想定していない新技術の開発、普及により事業環境が急変した場合、必ずしも迅速に対応できない可能性があります。

また、競合他社が当社を上回る技術を開発した場合には、当社技術が陳腐化する可能性があります。

これらの状況に迅速に対応するため、多額の研究開発費用が発生する可能性もあります。

上記のような事象が発生した場合には、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

### 5. 競争の激化について

当社の事業は、AVホーム・ネットワーク、携帯デバイス、ゲーム機、住宅・セキュリティ等の市場に密接に関連しております。当社は、「小さく」、「軽く」、「速い」、高い競争力をもったソフトウェアを有しておりますが、当該市場では、上述4.に記載のとおり、技術の進歩は著しく、また、LinuxやAndroidなどの無償で利用できるソフトウェアプラットフォームも拡大していることから、競争が激化しております。当社は、今後も競争力の維持強化に向けたさまざまな取り組みを進めて参りますが、将来優位に競争が進められず、当該市場で十分なシェアを獲得できない場合には、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

### 6. 新規事業について

当社では事業拡大を行ううえで、当社独自の技術やノウハウを活かした新規事業や製品を提供することが必要であると認識しております。このため、新規事業や製品への投資については、その市場性などについて十分な検証を行ったうえで投資の意思決定を行っておりますが、市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた投資回収を実現できない可能性があります。

また、新規事業や新規サービス・製品の立ち上げには、一時的に追加の人材採用、研究開発等が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

## 7. 海外事業展開について

当社は今後グローバルな事業展開を予定しておりますが、海外市場への事業進出には、各国政府の予期しない法律や規制の変更、社会・政治及び経済情勢の変化、異なる商習慣による取引先の信用リスク、競合企業が存在する知的財産権の取扱方法の違い、為替変動等の要因により、事業展開及びその成果が当初予測と異なる場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

## 8. 知的財産権について

当社は自社開発したソフトウェアについて著作権を有しておりますが、第三者が当社の著作権を侵害することなく、当社ソフトウェアと同様の機能を実現した場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、当該第三者が特許権を取得した場合、当社が損害賠償義務を負担する可能性があります。また、当社が特定分野でのソフトウェア開発業務遂行のため、他社よりソフトウェアのソース・コード開示を受けることがまれにありますが、この場合、当該ソース・コードの開示を理由に当該成果物以外の当社著作物に対する著作権侵害の訴訟等を受けるおそれがあります。

## 9. ソフトウェアの不具合による顧客の損失について

当社ソフトウェアの不具合による顧客の損失については、契約上、当社の損害賠償額の上限を当社が収受した契約対価に限定するように努めておりますが、このような事態が発生した場合、直接的に売上高の取消による損失が発生するのみならず、信用失墜により当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

## 10. DTLAからの高度機密情報の提供について

当社は、DTCPのライセンス管理団体であるDTLA(Digital Transmission Licensing Administrator)に加盟し、同団体からDTCP仕様に関する高度機密情報の提供を受けております。当該情報は、DLNAやIPTVのコンテンツ保護における根幹の技術情報であり、当社製品への統合により競争力を高めることができます。しかしながら、DTLAとの約定により、当該情報を当社の責任により漏洩した場合、最大8百万米ドルの制裁金を請求される可能性があります。

## 11. ロイヤルティ契約について

当社は、顧客との間で、当社ソフトウェアを搭載した半導体等の販売本数に応じてランニング・ロイヤルティを収受する契約を締結しております。従って、当社の売上高は、顧客の半導体等の販売本数に影響を受けることとなります。顧客の半導体等の販売が好調であった場合、予想外の収益を計上できる可能性があります。一方、顧客の新製品の発売時期が遅延した場合や当初の販売見込みを下回った場合、顧客の販売戦略に変更が生じた場合等においては、当社の収益が低下する可能性があります。

## 12. 小規模組織であることについて

当社は、平成13年5月7日に設立されましたが、社歴が浅く、事業規模が小規模であることから、事業規模拡大への対応、少数特定の役職員への依存等、下記のような小規模組織特有の課題があると認識しております。

- (1) 当社の組織が小規模であることが、取引を行うに際して顧客の懸念事項（取引の安定性への懸念等）となる可能性があります。
- (2) 優秀なソフトウェア・エンジニアの確保のため、人材採用を積極的にすすめておりますが、今後従業員が大量に退職した場合、又は労働市場の流動性低下等により、計画通りに当社が必要とする優秀な人材を確保できなかった場合には、当社業務に支障をきたす可能性があります。さらに、優秀な人材を確保・維持し又は育成するための費用が増加する可能性もあります。
- (3) 現時点において急激な企業規模拡大は想定しておらず、効率的な経営を行っていく所存ですが、今後の事業拡大に伴い、想定以上の人員が必要となる可能性もあります。この場合、優秀な人材を確保・育成する所存ですが、これらのことが適時適切になし得なかった場合、当社の事業遂行に影響を及ぼす可能性があります。

## 13. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、平成16年12月24日開催の臨時株主総会の決議、平成18年6月30日開催の定時株主総会の決議、及び平成18年10月30日開催の臨時株主総会の決議、並びに平成20年6月20日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を付与しており、今後、当該新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

本書提出日の前月末（平成23年5月31日）現在の発行済株式総数86,834株に対し、同日現在における新株予約権による潜在株式数は3,590株となっております。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) ルネサスエレクトロニクス株式会社に対するソフトウェア使用許諾契約

使用許諾プログラム	契約期間
Ubiquitous TCP/IP-OS Ver.2004本体 Ubiquitous Media Connect Ubiquitous Rendezvous	平成16年3月31日から契約終了日の定めなし。但し、ルネサスエレクトロニクス株式会社からの通知により解約されることがある。
SH7652向けAV系TOEソリューション	平成19年3月30日から契約終了日の定めなし。但し、ルネサスエレクトロニクス株式会社からの通知により解約されることがある。

(注) 上記各契約において、当社は、ソフトウェア使用許諾料(契約時一時金及び販売本数に応じたランニング・ロイヤルティ)を収受することとなっております。

### (2) 任天堂株式会社に対するソフトウェア使用許諾契約

使用許諾プログラム	契約期間
Ubiquitous TCP/IP Ubiquitous SSL	平成17年8月23日から契約終了日の定めなし。但し、任天堂株式会社からの通知により解約されることがある。

(注) 上記契約において、当社は、ソフトウェア使用許諾料(契約時一時金及び販売本数に応じたランニング・ロイヤルティ)を収受することとなっております。

### (3) DTLA加盟契約

平成18年5月9日にDTLA(Digital Transmission Licensing Administrator)との間で加盟契約を締結し、DTCP仕様に関する高度機密情報の提供を受けております。当該情報は、DLNAやIPTVのコンテンツ保護における根幹の技術情報です。

当社は、加盟料として年間当たり14千米ドルを支払っております。

なお、当該情報を当社の責任により漏洩した場合、最大8百万米ドルの制裁金を請求される可能性があります。

### (4) パナソニック株式会社セミコンダクター社(旧 松下電器産業株式会社 半導体社)に対するソフトウェア使用許諾契約

使用許諾プログラム	契約期間
USB関連ソース・コード Ubiquitous USB Host Ubiquitous マストレージ・クラス・ドライバ Ubiquitous Filesystem Ubiquitous MTP Ubiquitous WMDRM-ND Ubiquitous オーディオ・クラス・ドライバ	平成19年4月16日から契約終了日の定めなし。但し、パナソニック株式会社セミコンダクター社からの通知により解約されることがある。

(注) 上記契約において、当社は、ソフトウェア使用許諾料(契約時一時金及び販売本数又は半導体価格に応じたランニング・ロイヤルティ)を収受することとなっております。

### (5) 資産譲渡契約の締結

平成20年8月28日にエンサーク株式会社との間で資産譲渡契約を締結し、組込みデータベースソフトウェア製品であるDeviceSQLの知的所有権等を譲受しました。購入価格は、定額支払と93,000千円を上限とする売上高比例対価の合計額です。なお、売上高比例対価については、契約条件に従い、2011年9月30日までの売上高に比例して支払が必要となる可能性があります。

## 6【研究開発活動】

当社は単一セグメントであるため、研究開発活動につきましては、組込ソフトウェア事業について記載しております。

### 1．概要

当社の社名ユビキタスが表現しているように、いたるところにネットワークに接続された機器（ネットワーク端末）が存在するユビキタス・ネットワーク社会にするためには、ネットワーク機能が「小さく、軽く、速い」ことが求められます。そのためにはネットワーク端末の構成要素である、ソフトウェアが小さくなければ、メモリが増大し、それが筐体サイズ、価格にまで影響します。

つまり、ソフトウェアの小ささは絶対的価値と考え、必要最小限のメモリ・サイズで、ハードウェアの最大処理性能を提供できるよう、プログラム構造の最適化、必要機能の評価、ハードウェア・デバイス機能の調査などの研究開発活動を、継続して実施しております。

### 2．当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）における研究開発活動の成果

当事業年度は、基本製品の機能拡張とプラットフォーム拡大、無線LAN分野における応用開発、デジタル家電向けのソフトウェア開発とモバイル向けへの応用開発、及び新製品「Ubiquitous QuickBoot」の開発・販売に取り組みました。

#### ネットワークの高速化

ユビキタスネットワークにおいて重要な要素技術であるワイヤレス接続において、「小さく、軽く、速い」ソリューションを提供することを目標に研究開発活動を行っております。センサーなど通常ではワイヤレスの機能を付加するのが難しい機器を対象として「Ubiquitous Network Framework AIR NOE Solution」の機能強化や改良を実施し、センサー分野におけるネットワークのニーズを取り込みました。さらに、当製品を搭載した無線LANモジュールを電源タップに内蔵した、節電状況の「見える化」を実現する製品の研究開発及び試作開発を行いました。なお、当製品は平成23年5月に開催されたESEC2011において展示しました。また、802.11n規格などの更に広帯域無線LAN技術への対応も継続して進めております。

量産製品への搭載を目指し、半導体メーカーやモジュールメーカーと共同での取り組みを推進します。

#### AV機器のネットワーク対応

昨年度完了した基本的な研究開発に基づく成果として、国内大手電機メーカーのレコーダーに搭載された「Ubiquitous Network Framework AV NOE Solution」及び国内大手電機メーカーのデジタルテレビに搭載された「Ubiquitous DTCP-IP」が引き続き好調に量産ロイヤルティを獲得しておりますが、第4四半期においては、昨年末に比べてエコポイント効果の軽減や3月に発生した東日本大震災の影響により伸び悩みが見られました。また、既にご採用いただいた案件において、次年度以降モデルでの継続採用に向けた性能改善・機能拡張を引き続き行いました。

応用的な研究開発として、既存規格の改訂や新機能追加等に対応すべく開発を継続し、対応プラットフォームの拡充などにより、他の機器への採用拡大と売上高増大を目指します

#### ネットワーク対応ゲーム

ニンテンドーDS用Wi-Fi対応ゲームの人気タイトルなどにより、ロイヤルティ収益が順調に推移しました。また、第3四半期において携帯型ゲーム機の新機種「ニンテンドー3DS」向けに従来機種との互換機能にかかるロイヤルティ収益を一括計上しました。当期以降につきましても、現行のニンテンドーDS向けWi-Fi対応ゲームに関しては、従来どおり継続してロイヤルティ収益を見込みますが、新機種に関する継続したロイヤルティ収益などの追加収益の予定はありません。本年2月の「ニンテンドー3DS」の発売によりニンテンドーDS向けのゲームタイトルが相対的に減少することにより、当該分野は今後売上の漸減を見込みます。

#### 組込みデータベース

DeviceSQLは、組込み機器向けに特化した、データベース機能とデータ処理機能を提供する製品で、世界最小のデータベースエンジン（最小メモリフットプリント24KB）に加え、組込みシステムに最適化したデータ管理機能を実現するフレームワークを提供しております。

平成22年5月、基本性能及び処理速度の向上、機能強化を図った「Ubiquitous DeviceSQL R4.3」の発売を開始し、パナソニック株式会社やオリンパスイメージング株式会社の最新デジタルカメラに採用され、量産ロイヤルティを獲得しておりますが、当初計画に比べて新規案件獲得に遅れがみられます。

また、11月には、空間検索・全文検索機能をサポートした最新版である「Ubiquitous DeviceSQL R5.0」を発表しました。この機能強化により、GPS機能を搭載したアプリケーション、地図、地点情報を取り扱うアプリケーション、複数の文書から目的の文字列を高速に検索したいアプリケーションなど、「Ubiquitous DeviceSQL」の適用範囲はますます拡大しております

来期以降も、引き続き性能改善・機能強化を継続して行きます。潜在顧客向けの技術セミナーも継続して開催し、

採用拡大に向けた営業活動にも注力しております。

#### デバイス高速起動

「Ubiquitous QuickBoot (以下 QuickBoot )」については、数件のソフトウェア開発キット販売によるソフトウェア使用許諾料とソフトウェア受託開発料の売上高を計上しており、量産予定数量は小規模であるものの製品での採用が決定しました。平成22年11月には、組込みプラットフォームであるAndroidに対応した「Android Pack」の提供を開始し、エンジニアリングサービスでの協業体制を構築しました。この協業体制をさらに強化し、ビジネス展開を加速させ、国内外の顧客からの多様なニーズに応えてまいります。

QuickBootには、引き続き国内外より高い関心を頂き、数社との間で大・中規模案件の評価実装を継続中です。評価実装案件の拡大に伴い、対応すべき実装上の技術課題などが新たに発生し、収益化の進捗には遅れが見えますが、平成24年3月期後半よりロイヤルティ収益の獲得を見込んでおります。

以上の研究開発により、当事業年度における研究開発費は、119,395千円となりました。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、減価償却資産の耐用年数の決定、引当金の計上等の重要な会計方針に関する見積り及び判断を行っております。当社経営陣は、過去の実績や状況に応じて合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 当事業年度の経営成績の分析

#### 売上高

当事業年度は各事業分野の売上高が堅調に推移し、ソフトウェア使用許諾売上高1,158,498千円、サポート売上高56,783千円、及びソフトウェア受託開発売上高207,229千円を計上し、売上高合計は1,422,511千円（前事業年度比22.7%増）となりました。分野別の詳細は、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりです。

#### 営業利益

営業利益は、前事業年度比41.1%増の653,653千円となりました。また、営業利益率は前事業年度の40.0%から46.0%となりました。

#### 経常利益

経常利益は、前事業年度比38.9%増の653,939千円となりました。営業外収益として預金利息など3,414千円を計上し、営業外費用として日本赤十字社への寄付金など3,128千円を計上した結果です。

#### 税引前当期純利益

税引前当期純利益は、前事業年度比107.1%増の653,834千円となりました。

#### 当期純利益

以上の結果、当期純利益は、前事業年度比108.3%増の382,263千円となりました。

### (3) 当事業年度の財政状態の分析

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末より832,433千円増加して2,249,972千円となりました。これは主に、売上債権や差入保証金の回収、長期預金からの振替、及び新株予約権の行使等による現金及び預金の増加773,742千円、売上の増加に伴う売掛金の増加56,112千円等によるものです。

固定資産は、前事業年度末より316,213千円減少して340,924千円となりました。これは、販売用ソフトウェア等の無形固定資産の増加46,793千円等があったものの、差入保証金の回収や長期預金の振替による投資その他の資産の減少363,351千円によるものです。

以上により、総資産は前事業年度末より516,219千円増加して2,590,897千円となりました。

一方、流動負債は前事業年度末より62,640千円増加して350,124千円となりました。これは、買掛金39,736千円、未払金9,018千円、及び未払法人税等31,599千円等の増加があったものの、前受金23,624千円等の減少によるものです。また、資産除去債務の計上により、固定負債は8,278千円となりました。

純資産は、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金が前事業年度末よりそれぞれ29,000千円増加し、資本金553,675千円及び資本準備金523,675千円となりました。繰越利益剰余金は、当期純利益382,263千円の計上により1,183,000千円となりました。また、当事業年度末において938株、取得総額38,511千円の自己株式を保有しております。

以上の結果、純資産は前事業年度末より445,301千円増加して2,232,494千円となり、自己資本比率は、前事業年度末の85.9%から85.8%となりました。

(4) 当事業年度のキャッシュ・フローの分析

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前事業年度比256.7%増の1,492,023千円となりました。

営業活動の結果得られた資金は、前事業年度比2.5%減の457,890千円、投資活動の結果得られた資金は、558,013千円（前事業年度430,000円支出）、財務活動の結果得られた資金は、57,839千円（前事業年度60,074円支出）となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりです。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、100,052千円で、その主なものは有形固定資産の取得費用1,621千円、及び市場販売目的ソフトウェアの取得費用95,536千円、自社利用ソフトウェアの取得費用2,893千円です。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりです。

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア等 (千円)	差入保証金 (千円)	合計 (千円)	
本 社 (東京都新宿区)	組込ソフト ウェア事業	事務所及び 研究開発施設	27,877	12,788	172,823	35,602	249,092	38

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. ソフトウェア等には、ソフトウェアとソフトウェア仮勘定が含まれております。  
3. 建物は賃借しており、年間賃借料は38,791千円です。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

平成23年3月31日現在において、重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	312,000
計	312,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	86,540	86,839	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	86,540	86,839	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。  
平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年1月1日 至平成24年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

- 2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において以下の定めがなされた場合に限り、完全親会社に新株予約権を継承することができる。

承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。

承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

承継後払込価額 = 承継前払込価額 × (1 ÷ 当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率)

承継する新株予約権の行使期間

当初の権利行使期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から当初権利行使期間の満了日までとする。

承継する新株予約権の行使の条件及び消却

当初条件どおりとする。

- 3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。  
平成18年6月30日開催の定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	251	246
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,510	2,460
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年4月1日 至平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3.平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	58	42
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	580	420
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年4月1日 至平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注)1.新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア.当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。

イ.当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ.当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。

エ.当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定められた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

平成20年6月20日開催の定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	694	610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	694	610
新株予約権の行使時の払込金額(円)	39,613	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 39,613 資本組入額 19,807	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2.	同左

(注)1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア. 本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、全体の割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計50%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計75%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

エ. 本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下「完全親会社」という。)の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。

交付する完全親会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的である株式の数

上記新株予約権の目的となる株式の数に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（承継後行使価額）

承継後行使価額 = 承継前行使価額 ÷ 割当比率

新株予約権の行使期間

株式交換又は株式移転の効力発生日より、当初権利行使期間の満了日までとする。

権利行使の条件及び取得条項

当初条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成19年6月18日 (注)1	70,200	78,000	-	255,000	-	225,000
平成19年11月13日 (注)2	5,500	83,500	254,375	509,375	254,375	479,375
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注)3	1,100	84,600	15,300	524,675	15,300	494,675
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注)3	1,940	86,540	29,000	553,675	29,000	523,675

(注)1. 株式分割を1:10の割合で実施しました。

2. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 100,000円、引受価額 92,500円、資本組入額 46,250円、払込金総額 508,750千円

3. 新株予約権の行使による増加です。

4. 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が294株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,012千円増加しております。

（6）【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	26	58	31	2	11,020	11,142	-
所有株式数(株)	-	1,817	2,829	598	1,717	8	79,571	86,540	-
所有株式数の割合(%)	-	2.10	3.27	0.69	1.98	0.01	91.95	100.00	-

(注) 自己株式938株は、「個人その他」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
鈴木仁志	東京都世田谷区	14,665	16.95
末松 亜斗夢	東京都千代田区	8,523	9.85
川内雅彦	東京都多摩市	3,180	3.67
ユビキタス従業員持株会	東京都新宿区西新宿1-23-7	1,604	1.85
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	1,551	1.79
黒田 賢	東京都杉並区	1,550	1.79
長谷川 和 宏	川崎市多摩区	977	1.13
株式会社ユビキタス	東京都新宿区西新宿1-23-7	938	1.08
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	927	1.07
S M B C フレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7-12	683	0.79
計	-	34,598	39.98

(注) 前事業年度末現在主要株主であった末松亜斗夢氏は、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 938	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 85,602	85,602	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	86,540	-	-
総株主の議決権	-	85,602	-

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ユビキタス	東京都新宿区西新宿 1-23-7	938	-	938	1.08
計	-	938	-	938	1.08

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、以下のとおりです。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権  
(平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議)

決議年月日	平成16年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権  
(平成18年6月30日開催の定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上



(注) 新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権  
(平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

(平成20年6月20日開催の定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 16
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、新株予約権の割当日後に株式分割(無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価格の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとします。

(平成23年6月23日開催の定時株主総会決議)

決議年月日	平成23年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役、執行役員及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	3,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの行使価額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日から平成31年6月30日まで。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。 その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下「完全親会社」という。)の新株予約権を以下の条件により交付する。 交付する完全親会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である株式の種類 完全親会社の普通株式 新株予約権の目的である株式の数 上記株式の数に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の株式数)に株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(承継後行使価額) $\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$ 新株予約権の行使期間 株式交換又は株式移転の効力発生日より、上記新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。

(平成23年6月23日開催の定時株主総会決議)

決議年月日	平成23年6月23日
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記1)に記載の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>権利行使の条件及び取得条項 当初条件に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、新株予約権の割当日後に株式分割(無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価格の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとします。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	938	-	938	-

3 【配当政策】

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めておりますが、事務コストの観点から中間配当は実施せず、期末配当に一本化する方針です。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

配当につきましては、当社の経営安定化のためには、さらなる内部留保資金の充実が必要であると考え、当面の間は無配とさせていただきます。

なお、内部留保した資金は、革新的な技術を生み出す研究開発や世界的に競争力を持つ製品の開発、ならびに販売力の強化、新分野への進出を容易かつ確実なものにするための合併・買収等に積極的に活用し、財務面での健全性を維持しながら、さらなる業績拡大を目指す所存です。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第6期 平成19年3月	第7期 平成20年3月	第8期 平成21年3月	第9期 平成22年3月	第10期 平成23年3月
最高(円)	-	514,000	247,000	310,000	394,000
最低(円)	-	159,000	27,800	30,150	110,100

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所N E Oにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所J A S D A Q (スタンダード)におけるものです。それ以前はジャスダック証券取引所N E Oにおけるものです。

なお、平成19年11月13日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	173,800	289,900	315,000	289,400	269,500	237,600
最低(円)	120,100	127,100	252,000	216,700	218,000	110,100

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所J A S D A Q (スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所N E Oにおけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		三原 寛司	昭和39年7月31日生	昭和62年4月 ソニー株式会社入社 平成15年11月 同社ホームエレクトロニクスネットワークカンパニー統括課長 平成16年9月 マイクロソフト株式会社入社 デジタルメディアチーム マネージャ 平成19年2月 当社入社 マーケティング部門ディレクター 平成19年5月 当社取締役最高マーケティング責任者 平成21年2月 当社取締役事業本部長 平成22年8月 当社取締役営業本部長 平成23年3月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 2	156
取締役	創業者 フェロー	鈴木 仁志	昭和33年3月31日生	昭和57年3月 株式会社アスキー入社 平成元年4月 同社システム開発部部长 平成2年4月 同社理事 平成12年10月 マイクロソフト株式会社入社 平成13年5月 当社設立 取締役最高技術責任者 平成17年9月 当社専務取締役最高技術責任者 平成23年6月 当社取締役創業者フェロー(現任)	(注) 2	10,249
取締役	管理 本部長	半田 晴彦	昭和47年11月1日生	平成12年5月 マイクロソフト株式会社入社 平成16年7月 同社技術企画室研究主幹 平成18年4月 当社入社 マーケティング部門シニアマネージャー 平成20年5月 当社基盤戦略室ディレクター 平成22年10月 当社執行役員管理本部長 平成23年6月 当社取締役管理本部長(現任)	(注) 2	27
取締役	営業マー ケティング 本部長	佐野 勝大	昭和41年8月4日生	平成元年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 平成10年3月 マイクロソフト株式会社入社 平成19年7月 同社業務執行役員デジタルライフスタイル推進戦略担当ディレクター 平成20年4月 同兼米国Microsoft Corporationコンシューマーアンドオンラインインターナショナル 日本担当 ディレクター 平成20年9月 株式会社エムティーアイ入社 上席執行役員MS事業本部副本部長兼事業戦略室長 平成22年10月 当社入社 執行役員事業本部長 平成23年4月 当社執行役員営業マーケティング本部長 平成23年6月 当社取締役営業マーケティング本部長(現任)	(注) 2	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		光岡 誠治	昭和24年 8 月13日生	昭和51年 4 月 日本電気株式会社入社 平成15年 3 月 NECエレクトロニクス株式会社移籍社長付上席ソフトウェア戦略プロフェッショナル 平成16年11月 同社システムソフトウェア開発事業本部長(支配人) 平成20年 6 月 株式会社オービ技研代表取締役(現任) 平成23年 6 月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	-
監査役		大貫 篤志	昭和43年 9 月 7 日生	平成 2 年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 平成 7 年 3 月 公認会計士登録 平成15年 3 月 株式会社シコー技研 監査役 平成16年 1 月 同社 取締役 平成17年 9 月 当社監査役 平成21年 4 月 当社常勤監査役 平成22年 2 月 税理士登録 平成23年 6 月 当社監査役(現任)	(注) 4	55
監査役		三輪 忠司	昭和45年 5 月19日生	平成 7 年 4 月 株式会社東芝入社 平成16年10月 司法書士法人鶴屋町合同事務所入所 平成18年10月 谷口咲司法書士事務所入所 平成19年 5 月 司法書士登録 平成19年 5 月 司法書士鈴木昇事務所入所 平成19年12月 司法書士三輪忠司事務所開設 代表(現任) 平成20年 6 月 当社監査役(現任)	(注) 3	2
計						10,495

- (注) 1. 監査役 光岡誠治氏、大貫篤志氏及び三輪忠司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
2. 平成23年 6 月23日より 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで  
3. 平成20年 6 月20日より 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで  
4. 平成23年 6 月23日より 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスを、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的向上と社会からの信頼獲得のために企業活動を規律する枠組みであると考えております。社会にとって価値ある企業となるために、今後もコーポレート・ガバナンスの維持・強化を図って参ります。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### ア. 会社の機関の内容

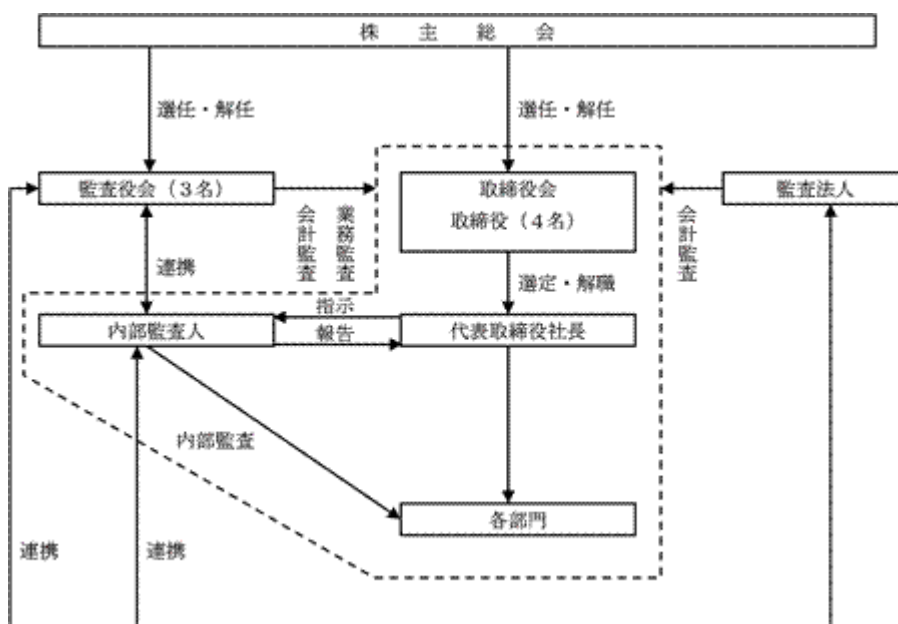
当社は、取締役会設置会社です。取締役会は少なくとも月1回開催し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

当社の規模、組織の状況及び開催の機動性を考慮し、取締役会は4名の常勤取締役で構成されております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、3名の監査役を選任しております。全3名が社外監査役（うち独立役員2名）です。

監査役は常に取締役会に出席し、取締役の職務執行状況をチェックしております。また、監査役のうち1名は公認会計士・税理士の資格を持ち、他社での取締役・監査役経験もあり、財務・会計に関する豊富な知見を有しております。監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。

以上により、経営監視が十分に機能する体制を整えていると判断しております。



##### イ. 内部統制システムの整備及び運用状況

当社は、企業倫理の確立による健全な事業活動に向け取り組んでおります。「内部統制基本方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス事務局を置き、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めております。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定及び進捗状況の管理は取締役会が行っており、統括責任者は代表取締役社長です。

また、業務運営を適切かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限の明確化と適切な内部牽制が機能する体制を整備しております。財務報告の適正性確保のための体制の整備として、「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努めております。

さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確かめるため、代表取締役社長自身又はその指名する者により、「内部監査規程」に基づき業務全般に関して、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施しております。なお、内部監査の結果は、監査役及び監査法人とも共有され、監査活動の効率化を図っております。

##### ウ. 内部監査及び監査役監査の状況

代表取締役社長自身又は社長の指名する者が年間内部監査計画に則り、会計伝票、勤務管理表の通査等の内部監査を実施しております。監査役監査については、会計、法律及びリスクマネジメント全般に精通した公認会計士資格を有する社外監査役を選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

監査役は、内部監査人との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図っております。



内部監査人は、監査役による監査及び会計監査人による監査と相互に効率的に遂行できるよう協力しており、監査役、監査法人、及び内部監査人は、年2回の会合をもち情報交換を行っております。

#### エ. 会計監査の状況

会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する板谷宏之氏及び佐野明宏氏であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内です。なお、当該監査責任者のほか、7名の監査補助者により会計監査が実施されております。

#### オ. 社外監査役との関係

社外監査役3名のうち1名は、当社新株予約権を保有しておりますが、その他に人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

#### リスク管理体制の整備の状況

リスクコントロールによる経営の健全化と収益基盤の安定化は当社の重要課題であるため、法律事務所と顧問契約を結び、必要に応じて法律問題全般について助言・指導を受けております。

#### 役員報酬等

#### ア. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役	78,500	78,500	-	-	4
監査役	12,950	12,950	-	-	3
(上記の内、社外監査役)	10,200	10,200	-	-	2

#### イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社の業績向上、遵法適切な安定的経営及び企業価値の増大を図るための報酬体系としております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬限度額(年額：5億円以内 平成16年10月22日開催臨時株主総会決議)の範囲内で、取締役会の決議にて決定しております。職責に応じた基本報酬、短期的な業績に連動する賞与、会社の長期的な成長と連動するストック・オプションの3要素によって構成します。なお、平成23年3月期はこのうち基本報酬のみを支給しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された年間報酬限度額(年額：1億円以内 平成16年10月22日開催臨時株主総会決議)の範囲内で、職責に応じて監査役会において決定しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

#### 責任限定契約

会社法第427条第1項に基づき、当社と社外監査役3名とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と会社法第425条第1項の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

#### 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

#### 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

#### ア. 自己株式取得に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### イ. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものです。

#### ウ. 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものです。

エ．中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

( 2 ) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,000	-	20,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,018,280	1,792,023
売掛金	345,420	401,532
仕掛品	-	2,100
前払費用	26,752	14,112
繰延税金資産	20,737	36,966
その他	6,348	3,236
流動資産合計	1,417,539	2,249,972
固定資産		
有形固定資産		
建物	24,242	32,435
減価償却累計額	502	4,557
建物(純額)	23,739	27,877
工具、器具及び備品	32,464	31,878
減価償却累計額	15,882	19,090
工具、器具及び備品(純額)	16,582	12,788
有形固定資産合計	40,321	40,666
無形固定資産		
ソフトウェア	98,124	140,536
ソフトウェア仮勘定	27,547	32,286
商標権	2,755	2,397
無形固定資産合計	128,427	175,220
投資その他の資産		
長期預金	300,000	-
差入保証金	98,407	35,602
繰延税金資産	89,981	89,434
投資その他の資産合計	488,389	125,037
固定資産合計	657,138	340,924
資産合計	2,074,677	2,590,897
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	6,390	46,126
未払金	53,922	62,940
未払費用	12,480	13,791
未払法人税等	157,982	189,581
未払消費税等	20,138	24,450
前受金	30,153	6,529
未払配当金	2,325	2,164
預り金	4,091	4,539
流動負債合計	287,484	350,124
固定負債		
資産除去債務	-	8,278
固定負債合計	-	8,278
負債合計	287,484	358,402

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	524,675	553,675
資本剰余金		
資本準備金	494,675	523,675
資本剰余金合計	494,675	523,675
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	800,737	1,183,000
利益剰余金合計	800,737	1,183,000
自己株式	38,511	38,511
株主資本合計	1,781,576	2,221,839
新株予約権	5,617	10,654
純資産合計	1,787,193	2,232,494
負債純資産合計	2,074,677	2,590,897

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高		
ソフトウェア使用許諾売上高	944,507	1,158,498
サポート売上高	92,796	56,783
ソフトウェア受託開発売上高	122,329	207,229
売上高合計	1,159,633	1,422,511
売上原価	225,927	232,072
売上総利益	933,705	1,190,439
販売費及び一般管理費		
役員報酬	65,400	67,450
給料及び手当	116,257	166,815
法定福利費	12,513	16,495
広告宣伝費	-	29,926
減価償却費	4,144	4,755
不動産賃借料	35,926	16,228
支払手数料	68,877	73,274
消耗品費	8,802	9,519
研究開発費	111,217 <sub>1</sub>	119,395 <sub>1</sub>
その他	47,251	32,925
販売費及び一般管理費合計	470,391	536,786
営業利益	463,314	653,653
営業外収益		
受取利息	5,229	862
雑収入	2,751	2,551
営業外収益合計	7,981	3,414
営業外費用		
支払手数料	334	-
為替差損	73	128
寄付金	-	3,000
営業外費用合計	407	3,128
経常利益	470,888	653,939
特別損失		
固定資産除却損	19,323 <sub>2</sub>	104 <sub>2</sub>
投資有価証券評価損	126,958	-
本社移転費用	8,900	-
特別損失合計	155,181	104
税引前当期純利益	315,706	653,834
法人税、住民税及び事業税	203,326	287,253
法人税等調整額	71,167	15,682
法人税等合計	132,158	271,571
当期純利益	183,547	382,263

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	127	0.0	5,469	1.1
人件費		250,171	58.2	321,534	64.2
経費		179,741	41.8	174,107	34.7
小計		430,040	100.0	501,110	100.0
期首仕掛品棚卸高	3	-	-	-	-
合計		430,040	-	501,110	-
期末仕掛品棚卸高		-	-	2,100	-
他勘定振替高		204,112	-	266,937	-
当期売上原価		225,927	-	232,072	-

(注) 1. 原価計算の方法は、次のとおりです。

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
プロジェクト別個別原価計算	同左

2. 経費のうち主な費目は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
有形固定資産減価償却費	6,143	5,992
無形固定資産減価償却費	63,811	54,993
不動産賃借料	48,788	22,563
外注費	21,810	59,888
消耗品費	14,890	11,733

3. 他勘定振替高の内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
販売活動等に係る人件費を 販売費及び一般管理費へ振替	32,282	47,266
研究開発費を販売費及び一般管 理費へ振替	111,217	119,395
ソフトウェア仮勘定へ振替	60,613	100,275



## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	509,375	524,675
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	15,300	29,000
<b>当期変動額合計</b>	15,300	29,000
<b>当期末残高</b>	524,675	553,675
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	479,375	494,675
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	15,300	29,000
<b>当期変動額合計</b>	15,300	29,000
<b>当期末残高</b>	494,675	523,675
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	479,375	494,675
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	15,300	29,000
<b>当期変動額合計</b>	15,300	29,000
<b>当期末残高</b>	494,675	523,675
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	669,794	800,737
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	52,605	-
<b>当期純利益</b>	183,547	382,263
<b>当期変動額合計</b>	130,942	382,263
<b>当期末残高</b>	800,737	1,183,000
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	669,794	800,737
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	52,605	-
<b>当期純利益</b>	183,547	382,263
<b>当期変動額合計</b>	130,942	382,263
<b>当期末残高</b>	800,737	1,183,000
<b>自己株式</b>		
前期末残高	-	38,511
<b>当期変動額</b>		
自己株式の取得	38,511	-
<b>当期変動額合計</b>	38,511	-
<b>当期末残高</b>	38,511	38,511

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	1,658,544	1,781,576
当期変動額		
新株の発行	30,600	58,000
剰余金の配当	52,605	-
当期純利益	183,547	382,263
自己株式の取得	38,511	-
当期変動額合計	123,031	440,263
当期末残高	1,781,576	2,221,839
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	-	5,617
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,617	5,037
当期変動額合計	5,617	5,037
当期末残高	5,617	10,654
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	1,658,544	1,787,193
当期変動額		
新株の発行	30,600	58,000
剰余金の配当	52,605	-
当期純利益	183,547	382,263
自己株式の取得	38,511	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,617	5,037
当期変動額合計	128,648	445,301
当期末残高	1,787,193	2,232,494

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	315,706	653,834
減価償却費	74,098	65,741
株式報酬費用	5,617	5,037
投資有価証券評価損益(は益)	126,958	-
固定資産除却損	19,323	104
受取利息	5,229	862
為替差損益(は益)	4	-
売上債権の増減額(は増加)	74,739	56,112
たな卸資産の増減額(は増加)	-	2,100
営業債務の増減額(は減少)	6,390	39,736
未払金の増減額(は減少)	41,709	9,018
未払費用の増減額(は減少)	8,364	1,311
未払消費税等の増減額(は減少)	18,002	4,312
預り金の増減額(は減少)	410	448
前受金の増減額(は減少)	3,291	23,624
その他	12,629	12,943
小計	520,687	709,788
利息の受取額	4,815	2,954
法人税等の支払額	55,977	254,852
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>469,525</b>	<b>457,890</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	26,314	1,621
無形固定資産の取得による支出	68,082	103,169
長期性預金の預入による支出	300,000	-
定期預金の払戻による収入	-	600,000
差入保証金の差入による支出	35,602	-
差入保証金の回収による収入	-	62,804
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>430,000</b>	<b>558,013</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	30,600	58,000
自己株式の取得による支出	38,511	-
配当金の支払額	52,163	160
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>60,074</b>	<b>57,839</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	20,544	1,073,742
現金及び現金同等物の期首残高	438,825	418,280
現金及び現金同等物の期末残高	418,280	1,492,023

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p>	<p>仕掛品 同左</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、耐用年数は建物8年、工具、器具及び備品3～8年です。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 市場販売目的のソフトウェアについては、見積販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。 社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法により償却しております。 商標権については、10年間に亘る定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～3年）に基づく定額法により償却しております。 同左</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	同左
5. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当事業年度における計上額はありません。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
6. 収益及び費用の計上基準	<p>ソフトウェア受託開発売上高及び売上原価の計上基準</p> <p>(1) 当事業年度未までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約 工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)</p> <p>(2) その他の契約 工事完成基準</p> <p>(会計方針の変更) ソフトウェア受託開発売上高及び売上原価の計上基準の変更 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した契約から、当事業年度未までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>ソフトウェア受託開発売上高及び売上原価の計上基準</p> <p>(1) 当事業年度未までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約 同左</p> <p>(2) その他の契約 同左</p>
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,109千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(損益計算書) 前事業年度まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「広告宣伝費」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。 なお、前事業年度における「広告宣伝費」の金額は17,908千円です。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 一般管理費に含まれる研究開発費は、111,217千円です。 2. 固定資産除却損の内容は次の通りです。 建物 13,976千円 工具、器具及び備品 5,346千円 計 19,323千円	1. 一般管理費に含まれる研究開発費は、119,395千円です。 2. 固定資産除却損の内容は次の通りです。 工具、器具及び備品 104千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	83,500	1,100		84,600
合計	83,500	1,100		84,600
自己株式				
普通株式 (注) 2		938		938
合計		938		938

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,100株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加です。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加938株は、取締役会決議による市場買付けによる増加です。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当事業年度末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	5,617
	合計	5,617

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	52	630	平成21年3月31日	平成21年6月22日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	84,600	1,940	-	86,540
合計	84,600	1,940	-	86,540
自己株式				
普通株式	938	-	-	938
合計	938	-	-	938

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,940株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加です。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当事業年度末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	10,654
	合計	10,654

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,018,280	現金及び預金勘定 1,792,023
預入期間が3か月を超える定期預金 600,000	預入期間が3か月を超える定期預金 300,000
現金及び現金同等物 418,280	現金及び現金同等物 1,492,023

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当社はリース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針です。また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されています。

差入保証金は、本社の賃借に関するもので、貸主の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。また、未払金、未払配当金、未払法人税等、未払消費税等についても、1年以内の支払期日です。

営業債務や未払金、未払配当金、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクに晒されています。

金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、受注管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しております。

差入保証金については、信用リスクはほとんどないと認識しております。

・市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての債権金額が少額なため、ヘッジ等は行っておりません。

・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,018,280	1,018,280	-
(2) 売掛金	345,420	345,420	-
(3) 長期預金	300,000	300,858	858
(4) 差入保証金	98,407	95,441	2,966
資産計	1,762,108	1,760,001	2,107
(1) 買掛金	6,390	6,390	-
(2) 未払金	53,922	53,922	-
(3) 未払配当金	2,325	2,325	-
(4) 未払法人税等	157,982	157,982	-
(5) 未払消費税等	20,138	20,138	-
負債計	240,758	240,758	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは、おおよそ短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預金

これらは、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割引いた現在価値を算定しております。

(4) 差入保証金

これらは、信用リスクがほとんどないと認識しており、期間に基づく区分ごとに想定される無リスク金利で割引いた現在価値を算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払配当金 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,018,280	-	-	-
売掛金	315,125	30,294	-	-
長期預金	-	300,000	-	-
差入保証金	-	-	98,407	-
合計	1,333,406	330,294	98,407	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針です。また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されており、

差入保証金は、本社の賃借に関するもので、貸主の信用リスクに晒されており、

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。また、未払金、未払配当金、未払法人税等、未払消費税等についても、1年以内の支払期日です。

営業債務や未払金、未払配当金、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクに晒されており、

金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、受注管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しております。

差入保証金については、信用リスクはほとんどないと認識しております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権金額が少額なため、ヘッジ等は行っておりません。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,792,023	1,792,023	-
(2) 売掛金	401,532	401,532	-
(3) 差入保証金	35,602	33,706	1,896
資産計	2,229,158	2,227,262	1,896
(1) 買掛金	46,126	46,126	-
(2) 未払金	62,940	62,940	-
(3) 未払配当金	2,164	2,164	-
(4) 未払法人税等	189,581	189,581	-
(5) 未払消費税等	24,450	24,450	-
負債計	325,263	325,263	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは、おおよそ短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

これらは、信用リスクがほとんどないと認識しており、期間に基づく区分ごとに想定される無リスク金利で割引いた現在価値を算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払配当金 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,792,023	-	-	-
売掛金	394,042	7,489	-	-
差入保証金	-	-	35,602	-
合計	2,186,066	7,489	35,602	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日現在)

減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券の非上場株式126,958千円について全額減損処理を行っております。

当事業年度(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

売上原価 3,582千円  
販売費及び一般管理費 2,034千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社従業員 14名	当社監査役 2名
ストック・オプション数	普通株式 2,000株	普通株式 4,000株	普通株式 750株
付与日	平成17年10月3日及び 平成17年12月19日	平成18年7月3日、 平成18年11月1日及び 平成19年3月30日	平成18年11月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日< (注)1>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注)2>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注)2>まで継続して勤 務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成19年1月1日から 平成24年12月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで

(注) 1. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

3. 平成19年6月18日付で1株を10株とする株式分割を行ったことから、上記ストック・オプション数について所要の調整を行っております。

	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名
ストック・オプション数	普通株式 835株
付与日	平成21年5月15日
権利確定条件	付与日から権利確定日< (注)4>まで継続して勤 務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成28年6月30日まで

(注)4. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成22年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	990	3,800	750	-
付与	-	-	-	835
失効	120	200	-	51
権利確定	420	1,200	200	-
未確定残	450	2,400	550	784
権利確定後 (株)				
前事業年度末	1,010	-	-	-
権利確定	420	1,200	200	-
権利行使	790	170	140	-
失効	-	-	-	-
未行使残	640	1,030	60	-

単価情報

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,000	35,000	35,000	39,613
行使時平均株価 (円)	39,860	127,503	40,081	-
公正な評価単価 (付与日)(注) (円)	-	-	-	ア. 24,867 イ. 25,515 ウ. 26,055 エ. 26,503

(注) ア.~エ. は、上記3.(1)ストック・オプションの内容(注)4.の権利確定条件及び対象勤務期間のア.~エ.に対応しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回から第6回ストック・オプションについては、ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、収益還元方式及び取引事例法の折衷法によっております。

当事業年度において付与された第8回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第8回 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	99%
予想残存期間 (注) 2	4.5年、5年、5.5年、6年
予想配当 (注) 3	630円/株
無リスク利率(注) 4	1.027%

(注) 1. 株式公開日から付与日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成21年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りによっております。

4. 当事業年度末における本源的価値

第1回から第6回ストック・オプションの当事業年度末における本源的価値の合計額は、1,193,365千円です。

5. 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額は、38,342千円です。

6. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

売上原価 2,712千円  
販売費及び一般管理費「給料及び手当」 2,325千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社従業員 14名	当社監査役 2名
ストック・オプション数	普通株式 2,000株	普通株式 4,000株	普通株式 750株
付与日	平成17年10月3日及び 平成17年12月19日	平成18年7月3日、 平成18年11月1日及び 平成19年3月30日	平成18年11月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日< (注)1>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注)2>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注)2>まで継続して勤 務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成19年1月1日から 平成24年12月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで

(注) 1. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日より以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 当社株式上場日より5年間経過した日より以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

3. 平成19年6月18日付で1株を10株とする株式分割を行ったことから、上記ストック・オプション数について所要の調整を行っております。



	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名
ストック・オプション数	普通株式 835株
付与日	平成21年5月15日
権利確定条件	付与日から権利確定日 < (注)4 > まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成28年6月30日まで

(注)4. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成23年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	450	2,400	550	784
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	90
権利確定	450	630	180	-
未確定残	-	1,770	370	694
権利確定後 (株)				
前事業年度末	640	1,030	60	-
権利確定	450	630	180	-
権利行使	990	920	30	-
失効	-	-	-	-
未行使残	100	740	210	-

単価情報

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,000	35,000	35,000	39,613
行使時平均株価 (円)	267,801	237,528	245,045	-
公正な評価単価 (付与日)(注) (円)	-	-	-	ア. 24,867 イ. 25,515 ウ. 26,055 エ. 26,503

(注) ア.~エ. は、上記3.(1)ストック・オプションの内容(注)4.の権利確定条件及び対象勤務期間のア.~エ.に対応しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回から第6回ストック・オプションについては、ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、収益還元方式及び取引事例法の折衷法によっております。

4. 当事業年度末における本源的価値

第1回から第6回ストック・オプションの当事業年度末における本源的価値の合計額は、417,933千円です。

5. 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額は、441,555千円です。

6. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

( 税効果会計関係 )

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																
<p>1. 繰延税金資産の発生の原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">12,296</td></tr> <tr><td>減価償却費損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">8,077</td></tr> <tr><td>未払賞与等否認</td><td style="text-align: right;">6,645</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認</td><td style="text-align: right;">83,495</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">203</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">110,719</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p>	未払事業税否認	12,296	減価償却費損金算入限度超過額	8,077	未払賞与等否認	6,645	投資有価証券評価損否認	83,495	その他	203	繰延税金資産合計	110,719	<p>1. 繰延税金資産の発生の原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">14,512</td></tr> <tr><td>減価償却費損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">7,176</td></tr> <tr><td>未払賞与等否認</td><td style="text-align: right;">20,765</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認</td><td style="text-align: right;">83,495</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">3,368</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">129,318</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>資産除去費用</td><td style="text-align: right;">2,917</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">126,401</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">同左</p>	繰延税金資産		未払事業税否認	14,512	減価償却費損金算入限度超過額	7,176	未払賞与等否認	20,765	投資有価証券評価損否認	83,495	資産除去債務	3,368	繰延税金資産合計	129,318	繰延税金負債		資産除去費用	2,917	繰延税金資産の純額	126,401
未払事業税否認	12,296																																
減価償却費損金算入限度超過額	8,077																																
未払賞与等否認	6,645																																
投資有価証券評価損否認	83,495																																
その他	203																																
繰延税金資産合計	110,719																																
繰延税金資産																																	
未払事業税否認	14,512																																
減価償却費損金算入限度超過額	7,176																																
未払賞与等否認	20,765																																
投資有価証券評価損否認	83,495																																
資産除去債務	3,368																																
繰延税金資産合計	129,318																																
繰延税金負債																																	
資産除去費用	2,917																																
繰延税金資産の純額	126,401																																

( 持分法損益等 )

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

( 資産除去債務関係 )

当事業年度末(平成23年3月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から8年と見積り、割引率は1.04%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	8,193千円
時の経過による調整額	85千円
期末残高	8,278千円

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高です。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、組込ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 事業分野ごとの情報

(単位:千円)

	ネットワーク関連		データベース 関連	高速起動関連	合計
	ゲーム分野	ネットワーク分野			
外部顧客への売上高	833,261	393,542	140,695	55,012	1,422,511

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
任天堂株式会社	833,075	組込ソフトウェア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	麻生博文	-	-	当社監査役	（被所有）直接 - %	-	ストック・オプションの権利行使（注）	14,250	-	-

（注）平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議により、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与されたストック・オプション（新株予約権）の当事業年度中の権利行使を記載しております。

なお、ストック・オプションの詳細については、（ストック・オプション等関係）をご覧ください。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	川内雅彦	-	-	前当社代表取締役会長	（被所有）直接 - %	-	ストック・オプションの権利行使（注）	12,000	-	-

（注）平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議により、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与されたストック・オプション（新株予約権）の当事業年度中の権利行使を記載しております。

なお、ストック・オプションの詳細については、（ストック・オプション等関係）をご覧ください。

( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	21,294.92円	1株当たり純資産額	25,955.46円
1株当たり当期純利益金額	2,195.18円	1株当たり当期純利益金額	4,505.16円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	2,128.14円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	4,305.39円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	183,547	382,263
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	183,547	382,263
期中平均株式数(株)	83,614	84,850
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,634	3,937
(うち新株予約権)	(2,634)	(3,937)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません	該当事項はありません

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>ストック・オプションとして新株予約権を発行する件について</p> <p>当社は、平成23年6月23日開催の定時株主総会において、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>この内容の詳細については「第4 提出会社の状況 1.株式の状況(9)ストックオプション制度の内容(平成23年6月23日開催の定時株主総会決議)」に記載しております。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	24,242	8,193	-	32,435	4,557	4,054	27,877
工具、器具及び備品	32,464	1,621	2,207	31,878	19,090	5,310	12,788
有形固定資産計	56,706	9,814	2,207	64,314	23,647	9,365	40,666
無形固定資産							
ソフトウェア	182,538	98,430	12,231	268,737	128,200	56,018	140,536
ソフトウェア仮勘定	27,547	100,275	95,536	32,286	-	-	32,286
商標権	3,581	-	-	3,581	1,184	358	2,397
無形固定資産計	213,667	198,706	107,768	304,605	129,385	56,376	175,220

(注) 当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額	資産除去債務	8,193千円
工具、器具及び備品	増加額	購入	1,621千円
	減少額	除却	2,207千円
ソフトウェア	増加額	販売用ソフトウェア開発	95,536千円
	減少額	償却完了	12,231千円
ソフトウェア仮勘定	増加額	販売用ソフトウェア開発	100,275千円
	減少額	ソフトウェアへの振替	95,536千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,489,858
定期預金	300,000
別段預金	2,164
合計	1,792,023

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
任天堂株式会社	170,972
スカパーJ S A T株式会社	52,237
株式会社ルネサスエレクトロニクス	46,276
データテクノロジー株式会社	30,294
株式会社コア	21,571
その他	80,180
合計	401,532

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
345,420	1,527,326	1,471,214	401,532	78.6	89.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

仕掛品

品目	金額(千円)
受託開発ソフトウェア	2,100
合計	2,100

買掛金

相手先	金額(千円)
ダイナコムウェア株式会社	21,000
株式会社エイム	19,141
日本システムウェア株式会社	5,985
合計	46,126



未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	125,749
都民税	28,164
事業税	17,726
地方法人特別税	17,940
合計	189,581

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第4四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高 (千円)	198,219	411,580	448,820	363,891
税引前四半期純利益金額 (千円)	31,845	234,644	287,177	100,167
四半期純利益金額 (千円)	16,821	138,631	168,837	57,973
1株当たり四半期純利益金額 (円)	199.57	1,638.04	1,987.30	677.82

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告は、当社ホームページに掲載しており、そのURLは以下のとおりです。 <a href="http://www.ubiquitous.co.jp/ir/kokoku/">http://www.ubiquitous.co.jp/ir/kokoku/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）平成22年6月23日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年6月23日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第10期第1四半期）（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）平成22年8月13日関東財務局長に提出

（第10期第2四半期）（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出

（第10期第3四半期）（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）平成23年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成22年12月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書  
平成23年1月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書  
平成23年2月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月23日

株式会社ユビキタス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユビキタスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ユビキタスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月23日

株式会社ユビキタス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユビキタスの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ユビキタスが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。